

定期点検等及び保守業務委託 個別仕様書

- 1件名: 市川市クリーンセンター排水処理設備保守点検業務委託
- 2委託場所:
<注: * 施行場所が2箇所以上になる場合は下記欄に明示のこと/または「別紙-対象施設一覧表」による>
市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター
- 3委託期間: 令和 7 年 11 月 21 日 ~ 令和 8 年 3 月 19 日
- 4業務仕様:
(1)本仕様書に記載されていない事項は、『市川市 建築保全業務委託共通仕様書』(以下『共通仕様書』 という。)による。
(2)電気工作物の保安業務に係る事項は「保安規程」による。
(3)本仕様は■印の付いたものを適用する。
- 5業務条件他個別事項 該当箇所を□→■にマーキングのこと

1)	対象業務区分/設備名	□: 運転・監視及び日常点検・保守	■: 定期点検等及び保守
	建築		
	外部及び内部用自動ドア		□:
	電気設備		
	1 電灯・動力設備	□:	□:
	2 受変電設備	□:	□:
	3 自家発電設備	□:	□:
	4 直流電源設備	□:	□:
	5 交流無停電電源設備	□:	□:
	6 太陽光発電設備	□:	□:
	7 風力発電設備	□:	□:
	8 通信・情報設備	□:	□:
	9 外灯	□:	□:
	10 航空障害灯	□:	□:
	11 雷保護設備	□:	□:
	12 構内配電線路・通信線路	□:	□:
	機械設備		
	1 温熱源機器	□:	□:
	2 冷熱源機器	□:	□:
	3 空気調和等関連機器	□:	□:
	4 給排水衛生機器	□:	□:
	5 ダクト及び配管		□:
	6 水質管理		□:
	7 浄化槽	□:	□:
	8 井戸		□:
	9 雨水利用設備		□:
	10 その他の機械設備	□:	■: 排水処理設備保守点検
	監視制御装置		
	1 中央監視制御装置	□:	□:
	2 自動制御装置		□:

該当箇所を□→■にマーキングのこと

1)	搬送設備		
	1 昇降機	□:	□:
	2 機械式駐車設備		□:
	防災設備		
	1 消防用設備等		□:
	2 建築基準法関係防災設備		□:
	執務環境測定		
	1 空気環境測定		□:
2 照度測定		□:	
3 吹付けアスベスト等の点検		□:	

2)	施設(設備)関係図面、資料	■: 有り 詳細は、14) 添付書類による □: 無し
----	---------------	--------------------------------

3)	点検の範囲	
	(1) 対象部分	
	(2) 数量	■: 添付「設備(機器)リスト及び整備内容」による
	(3) 点検回数	
	(4) 点検項目・内容	複数選択可(共通以外の場合は、「設備(機器)リスト」の当該機器欄に特記のこと) □: 共通仕様 各関連共通仕様書の点検周期が二種類ある場合の適用は下記を選択のこと。また点検項目及び点検内容を示す各表単位で行う。 □: 周期-I 標準的な点検周期 □: 周期-II 対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合の頻度を軽減した点検周期 □: 製造者標準仕様 別紙 機器取扱い説明書による ■: 別途指定有り 添付「設備(機器)リスト及び整備内容」による

4)	支給材料等	□: 有り 添付「支給材料 リスト」による ■: 無し
----	-------	--------------------------------

5)	貸与資料	■: 有り 下記による
	(または閲覧)	(* 印については個別仕様書に添付必須図面類 添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと)
	・諸官庁提出書類控	□: ・官公署関係届出書 □: ・許認可書類 □: ・自家用電気工作物保安規程
	・工事業者関連簿	□: ・緊急連絡先一覧表 □: ・工事関係者一覧表 □:
	・設備関連	□: * ・設備機器台帳 (「設備(機器)リスト」) □: ・備品、予備品一覧表 □: ・什器備品一覧表
	・点検・検査関連簿	□: ・エネルギー消費記録 □: ・検針(課金)記録 □: ・事故・修繕・更新記録 □: ・空気環境測定記録 □: ・受変電設備自主検査記録 □: ・定期自主検査記録 □: ・特殊建築物調査記録 □: ・建築設備定期検査記録 □: ・消防設備点検結果報告書 □: ・エレベーター定期検査記録 □: ・煤塵濃度測定記録 □: ・当該設備点検結果報告書
	・図面類	□: * ・「対象施設位置図」 ■: * ・「設備フロー(系統)図」 □: * ・「機器配置図」 □: ・竣工図 □: ・竣工図の第二原図 □: ・各種施工図 ■: * ・機器図(完成図) □: ・試験成績書 □: ・取扱説明書
	・管理資料	□: ・カタログ □: ・建物維持管理のしおり □: ・保証書 □: ・設計意図伝達書 □: ・保守契約リスト □:
	・その他	□: ・台帳類 □: ・計画・報告書類 □: ・作業日誌類 □: ・点検記録類 □: ・施設管理担当者との打合せ記録類 □:
		□: 無し

該当箇所を□→■にマーキングのこと

6)

業務条件:業務実施日時
の指定

■:有り

・(有りの場合は、下欄に指定条件を記載すること)

■:定期点検等及び保守

□:実施日は→

□:添付「工程表」による

□:添付「設備(機器)リスト」による

■:実施日は別途協議

工期1 令和8年1月頃

工期2 令和8年2月頃

□:運転・監視及び日常点検・保守

平日 (開庁日:月～金(祝祭日は除く))

休日 (開庁日:土・日及び祝祭日、年末年始(12月/ 日～1月/ 日))

業務を要する日

□:土曜日

□:日曜日

□:祝祭日

□:年末年始(12月/ 日～1月/ 日)

昼間	夜間
9:00 ~ 16:00	: ~ :

昼間	夜間
: ~ :	: ~ :

昼間	夜間
: ~ :	: ~ :
: ~ :	: ~ :
: ~ :	: ~ :
: ~ :	: ~ :

□:無し

7)

法定資格者他

□:有り

□:第 種電気主任技術者

□:第 種 類 危険物取扱者

□:省エネルギー管理員

□:電気通信主任技術者

□:防除作業監督者

■:酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

■:移動式クレーン運転免許

□:無し

□:第 種冷凍保安責任者

□:建築物環境衛生管理技術者

□:第 種電気工事士

□:消防設備士

□:冷媒フロン取扱技術者(十分な知見を有するもの)

■:有機溶剤作業主任者

□: 級ボイラ技師

□:省エネルギー管理士()

□:第 種圧力容器取扱作業主任者

□:貯水槽清掃作業監督者

□:当該業務の実務経験__年以上

■:玉掛技能者

8)

火気使用

□:条件付可 (但し、事前に火気使用届けで承諾要)

■:不可

9)

本業務に密接に関連する別
契約業務有
無

□:有り (有りの場合は、この欄に指定条件を記載すること)

■:無し

10)

廃棄物の処理等
(発生材の保管
場所、集積場所)

□:有り

■:無し

添付「廃棄物保管、集積場所位置図」による
すべて産業廃棄物として処分

11)

居室等の
利用

■:可

□:否

利用可能な居室については別途協議

12)

駐車場の
利用

■:可

□:否

利用可能なスペースについては別途協議

13)

付属書類

■:市川市 建築保全業務委託共通仕様書

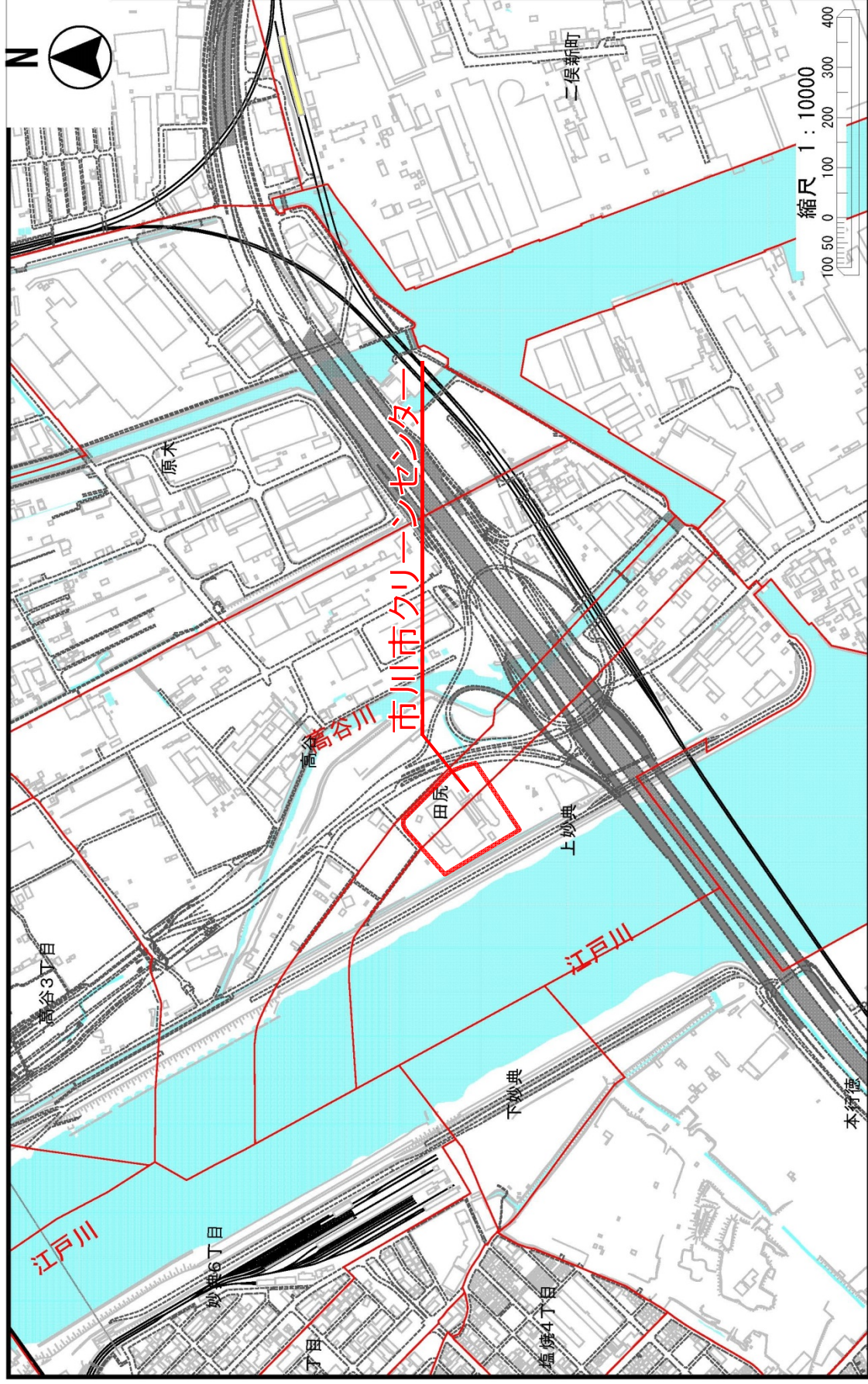
□:

□:

該当箇所を□→■にマーキングのこと

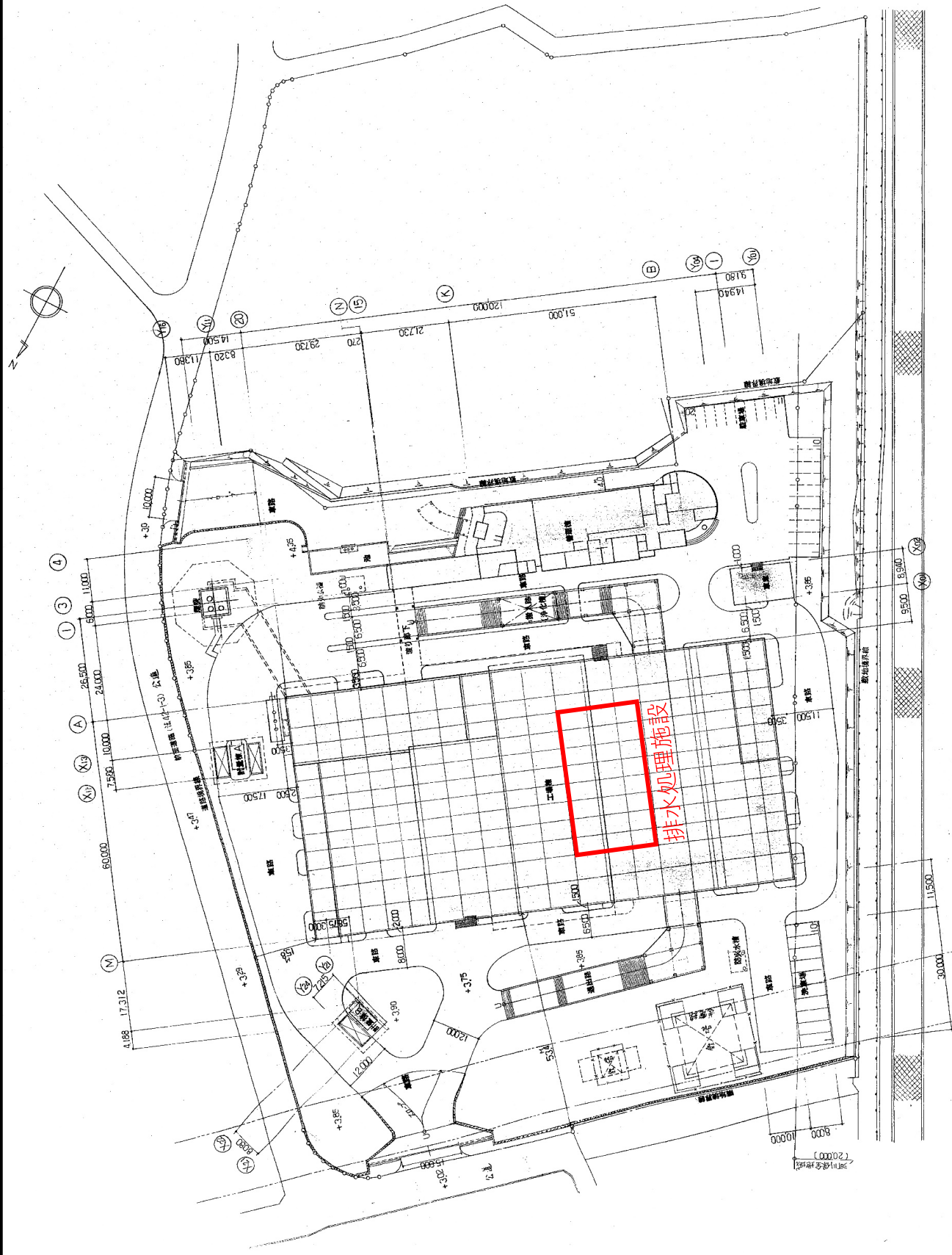
14)	添付書類	施設(設備)関係図面、資料 (個別仕様書に添付必須図面類 * 印について添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと) 名 称 Ref.No. □: 「対象施設一覧表」(複数の場合) Ref.No. 1 ■: 「対象施設位置図」* Ref.No. 2 ■: 「対象施設配置図」 Ref.No. 3 □: 「設備フロー(系統)図」* Ref.No. 100 ■: 「機器配置図」* Ref.No. 100 ■: 「設備(機器)リスト及び整備内容」 Ref.No. 100 □: 「機器図」* □: 「工程表」 □: 「保安規程」 □: 執務環境測定業務リスト □: 「支給材料 リスト」 □: 「廃棄物保管、集積場所位置図」 その他 □:
15)	その他特記	1 目的 市川市クリーンセンターの排水処理設備のうち、無機系砂ろ過塔1基、有機系砂ろ過塔2基及び活性炭吸着塔2基の保守点検を実施し、設備の正常運転の確保を目的とする。 2 施行工期 本保守点検は、排水処理設備を停止することなく実施するため、2基ある有機系砂ろ過塔及び活性炭吸着塔保守は1基ずつ交互に実施することとする。 前段を工期1、後段を工期2とする。 3 整備内容 「設備(機器)リスト及び整備内容」とする。 4 充填材の規格 充填材のろ過砂、アンスラサイト、ろ過砂利は、日本水道協会規格JWWA A103-1:2006、A103-2:2006、A103-4:2006 適合品であること。 5 提出書類等 ①着手届 ②業務責任者通知書 ③業務計画書 業務目的、業務内容、実施体制(緊急時連絡体制を含む)、作業員名簿、工程表 ④資格者証等の写し ⑤完了届 ⑥報告書 作業日報、作業写真、充填材の規格を証する書類、産業廃棄物管理票(マニフェスト) ⑦その他の書類 6 業務の履行 ①作業に際しては、関係法令及び技術基準を遵守すること。 ②作業時間等は原則として日、祝日を除き、午前9時から午後4時までとし、それ以外に実施する必要がある場合は監督職員と協議し決定する。 ③責任者は、常に従事者の監督にあたりとともに、発注者と緊密に連絡をとること。 ④受託者は、施設及び設備の危険性、機構、機能を十分確認した上で業務に携わること。 ⑤本修繕に仕様するすべての機材及び消耗品は、受注者の負担とする。 ⑥作業にあたって、一時的に排水処理施設の機能を停止する場合は、事前に市監督職員と協議すること。

15)	その他特記	⑦受注者は、自らの責に帰すべき理由により、発注者の施設及び器物を損壊、または汚損した場合には相当する損害賠償の責任を負うものとする。 ⑧受注者は、業務遂行にあたり、各作業を明確に把握できるよう、施工前、施工中、施工後の写真を撮影すること。写真は不可視部分を撮影するものとし、作業が適切に行われたことを証明できるものとする。 ⑨受託者は、災害及び公害等の事故が発生もしくはその恐れがあると感じた場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を市監督職員に報告すること。 ⑩受託者は、使用する工具等について事前に点検を行い、正常に使用できることを確認して、作業員の安全を確保できる体制を整備すること。 ⑪受託者は、作業のうえで知り得た情報について、守秘義務を遵守すること。 ⑫委託者が業務成果について委託仕様書に記載された内容を満たしていないと認めたときは、受託者に適合するよう改善指示することができる。 ⑬マニフェストについて、運搬終了時にB2票を委託者に送付するものとする。 処分終了時にあってはし、D票を委託者に送付するものとする。 (D票までは契約期間内に送付すること。) 最終処分時にあってはE票を委託者に送付するものとする。 ⑭本仕様書及び契約書に明記されていない事項及び疑義が生じた事項は市監督職員と協議し決定する。
-----	-------	--

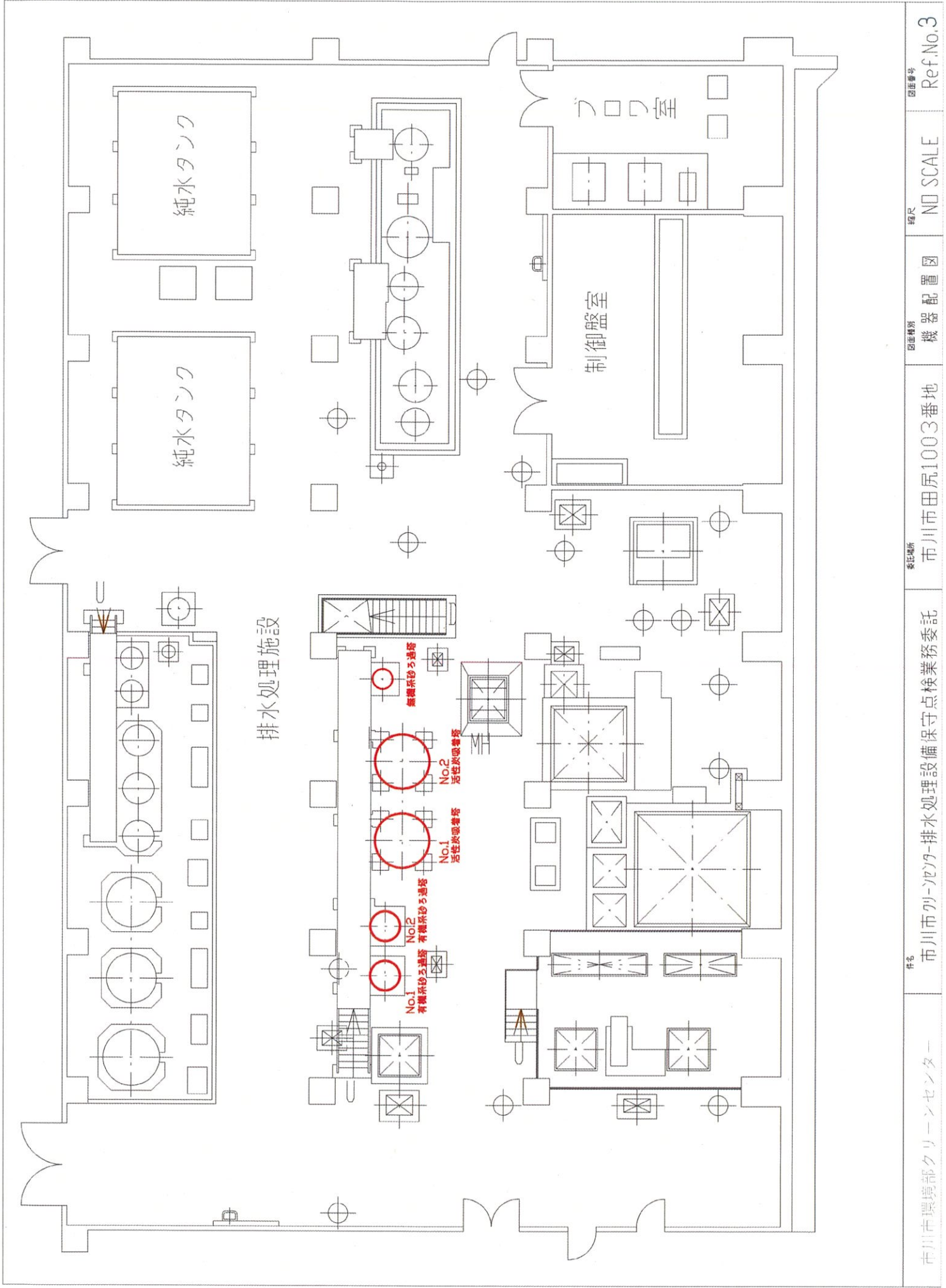


対象施設位置図

Ref.No.1



対象施設配置図



設備(機器)リスト及び整備内容

装置の名称 及び 規格	保 守 点 検 の 内 容	工 期
無機系砂ろ過塔 800φ × 2000SH SS400 内面タールエポキシ塗装	①充填材取り出し ②内部清掃及びストレーナー酸洗浄 ③塔内部3種ケレン後タールエポキシ1回塗り ④新充填材充填 ・大砂利90L ・中砂利60L ・小砂利60L ・ろ過砂250L ・アンスラサイト220L ⑤マンホールパッキン交換φ650(内φ500) ⑥充填材逆洗・洗浄及び運転調整	1
No.1有機系砂ろ過塔 1000φ × 2000SH SS400 内面タールエポキシ塗装	①充填材取り出し ②内部清掃及びストレーナー酸洗浄 ③塔内部3種ケレン後タールエポキシ1回塗り ④新充填材充填 ・大砂利190L ・中砂利80L ・小砂利80L ・ろ過砂400L ・アンスラサイト360L ⑤マンホールパッキン交換φ650(内φ500) ⑥充填材逆洗・洗浄及び運転調整	1
No.1活性炭吸着塔 2000φ × 2000SH SS400 内面ゴムライニング	①充填材取り出し ②内部清掃及びストレーナー酸洗浄 ③ゴムライニングピンホール検査、膜厚・硬度測定 ④新充填材充填 ・中砂利315L ・小砂利315L ・活性炭 2600L(ツルミコールGL-30S又は同等品 新炭) ⑤マンホールパッキン交換φ650(内φ500) ⑥充填材逆洗・洗浄及び運転調整	1
No.2有機系砂ろ過塔 1000φ × 2000SH SS400 内面タールエポキシ塗装	No.1有機系砂ろ過塔に同じ	2
No.2活性炭吸着塔 2000φ × 2000SH SS400 内面ゴムライニング	No.1活性炭吸着塔に同じ	2
使用車両	サクションバック車又は同等以上 4tユニック車又は同等以上	ハンドパレットトラック又は同等以上 6tトラック又は同等以上
※工期1は令和8年1月頃、工期2は令和8年2月頃実施予定 ※作業時に排出された廃棄物はすべて産業廃棄物として処分すること。		

完了届

令和 年 月 日

市 川 市 長

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 円
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

市川市建築保全業務委託共通仕様書

(令和 5 年版)

1 目的等

- (1) 市川市建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する建築保全業務委託に係わる委託契約書及び契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- (2) 建築保全業務委託に関する一般的事項等は、国土交通省が制定する建築保全業務委託共通仕様書（令和 5 年 1 1 月 8 日改定）に定める規定を準用することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に読み替えるものとする。なお、前項で読み替えた字句等は、その後も適用するものとする。

建築保全業務委託共通仕様書（国土交通省制定）		読み換える字句等
1.1.1 適用 (b)	受注者	受託者
1.1.1 適用 (e) (4)	特記	個別
1.1.2 用語の定義 (2)	施設管理担当者	監督職員
1.1.2 用語の定義 (2)	発注者	委託者
1.1.2 用語の定義 (16)	業務の終了の確認	業務の完了の確認

2 業務委託の検査

受託者は、市川市委託契約等の検査に関する要綱の定めるところにより検査を受けなければならない。

3 個別仕様書

建築保全業務委託に関し特に定めるべき事項は、個別仕様書に明記するものとする。